

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月2日（平成27年（行個）諮問第147号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第193号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に私が神奈川労働局に対し、派遣元である事業者A及び派遣先である事業者Bについて申告を行った件に関して、神奈川労働局が行った処理に関する報告書，是正指導書他全ての調査資料一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年3月31日付け神個開第26-573号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件の経過について

本件は，審査請求人が，特定年月日，神奈川労働局に対し，労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）48条1項に基づき，派遣先である特定事業者Bに対し，審査請求人を直接雇用するよう指導・助言し，特定事業者Bがこれに従わなかった場合には，同法49条の2の1項，同2項に基づき，特定事業者Bに対し，審査請求人を雇用勧告することなどを求めたことに関して，神奈川労働局が特定事業者B及び特定事業者Aに対して行った是正指導に関わる是正指導書，是正報告書など関連する調査資料一式について，神奈川労働局に対し，個人情報の開示を求めた事案に対する処分内容に

異議を申し立てるものである。

イ 原処分に対す不服の存在

(ア) 神奈川労働局による法解釈の誤り

本件と同様の事案において、裁判所は以下のとおり文書提出命令を下している。

a 平成22年4月2日さいたま地方裁判所熊谷支部決定

派遣先・派遣元に対する臨検報告書，派遣先・派遣元に対する是正指導書等について，労働者派遣法上，「調査担当者に事業所等への立入り権限を与え，協力義務違反等に対しては罰則をもって臨んでいることなどからすれば，文書の内容が本案事件において提出されても，関係者の信頼を著しく損なうことになるとまではいえないし，以降，調査担当者が労働者派遣法違反の調査をする上で，関係者の協力を得ることが著しく困難になるということもできず，よって，公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが具体的に認められるとまではいえない」として提出を命じている。

b 平成22年8月12日さいたま地方裁判所第4民事部決定

派遣先等への指導票，是正報告書，臨検報告書，苦情相談記録表等について，労働者派遣法上，「本件各文書には，指導票に対する事業所の対応が簡潔に記載されているに過ぎないこと，調査担当者には，施設への立入り，関係者への質問，帳簿等の検査の権限があり，これに協力しなかった者に対する罰則も規定されていることなどに鑑みると，これが本案事件において提出されても，関係者の信頼を著しく損なうことになるということとはできず，以降，調査担当者が労働者派遣法に係る事案の調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが著しく困難になるということもできないため，上記各文書が本案事件に提出されることによって，公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということとはできない」などとして提出を命じている。

c 平成23年6月3日京都地方裁判所第6民事部決定

調査復命書，調査結果復命書，調査対象者からの聴取結果，事業所の是正報告書等は，民事訴訟法220条4号口の公務員の職務上の秘密には該当するが，その提出により公共の利益を害し，又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが具体的に存在するとまではいえないと判断して，文書の提出を命じた。

d 以上のように，本件事案と法律関係・争点・論点が同じ事案につき，裁判所は，各地の労働局に対し，是正指導書，是正報告書

などの文書の提出を命じているにも関わらず、原処分において、上記各地の裁判所が認めるように、一件書類の中に個別に開示しなければならない記載部分が多くあるにも関わらず、法解釈を誤り、その記載を精査することなく、文書の表題部分も含めて大部分を不開示としたことは明らかに違法・不当である。

(イ) 神奈川労働局による全面不開示は法を無視したものであること

- a 少なくとも、神奈川労働局以外の各地の労働局においては、本件と同様の事案において、各文書の表題部分を開示しているが、神奈川労働局はそれすらも開示していない。
- b しかし、各文書の表題部分は、法14条2号、3号及び7号柱書きに当たらないことは明らかである。
- c 以上のことから、神奈川労働局が表題すら不開示にしたことは、神奈川労働局が法解釈を誤っただけではなく、原処分は、神奈川労働局が労働者派遣法に基づき派遣労働者の雇用の安定を図るという職責を放棄したものと看做されるを得ない。

(ウ) 神奈川労働局の全部不開示は手続の適正さを無視していること

行政手続法8条1項本文の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えるものであり、この趣旨から、処分理由については、いかなる根拠に基づき、いかなる法規を適用して当該申請が拒否されたかを申請者において記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった根拠をも当然知り得るような場合は格別、処分理由の提示として不十分というべきである。

本件において、神奈川労働局は、不開示部分を特定せず、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号書きを適用したことにより、数々の法解釈の誤りを犯すだけでなく、本件各個人情報全ての不開示理由になるのか、なるとしても情報ごとに処分庁が不開示事由に当たるか否かを検討したのか全く分からないのであり、行政手続法8条1項本文の趣旨を没却するものである。例えば、神奈川労働局は、派遣先である事業者Bが特定事業を独占していることを忘れてしまっているのか、安易に、法14条3号イに該当すると判断してしまっている。

したがって、本件処分の理由提示は、行政手続法8条1項本文に反し、手続上重大な違法がある。

(添付資料省略)

(2) 意見書

棄却理由がらるる述べられているが、そもそも特定年月日付け神奈川労

働局へ審査請求人である私が自己申告をし、別添の資料にあるように働きかけたことで、東京労働局、神奈川労働局にまたがり、調査や是正指導、事業改善命令が行われた。このことが、本件対象文書を生み出す契機となったことは自明である。したがって、本件審査請求を棄却とする判断は、誤りであり、審査請求人本人が情報を知り得る権利を有するものである。

平成27年特定月日付けで終了した民事訴訟において、すでに特定事業所Bと特定事業所Aの是正指導書と改善報告書及び厚生労働省と東京労働局からの事業改善命令（専門26業務派遣適正化プラン）の書証は司法に各者から提出されている。係争中より情報が開示されないことによって、審査請求人本人の心身の健康が害されている状況もある。真実をつまびらかにすることによって特定年月日付け神奈川労働局への申告が達成されるものである。

また、これらを開示することによって公益に支障をきたすとの考えが散見されるが、私の事案は専門26業務派遣適正化プラン第一号事案であり、複数の労働局にまたがる等広範な事案で、かつ、申告と働きかけがプランを生み出すきっかけとなった特異な性質のものである。審査請求人本人限定としてでも公開とすべきである。

資料として以下を提出する。

（資料添付省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及び7号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣法49条の3に基づき、審査請求人が行った申告及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし22の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

別表の1欄に掲げる対象文書3の③及び④、4、5の③及び④、6、7の③及び④、8ないし10、12の③及び④、13、14の③及び④、15、16並びに19の③及び④の不開示を維持する部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの

であることから、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

別表の1欄に掲げる対象文書1, 2, 3の②及び④, 4, 5の②及び④, 6, 7の②及び④, 8ないし10, 12の②及び④, 13, 14の②及び④, 15, 16, 18並びに19の②及び④の不開示を維持する部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号イ

別表の1欄に掲げる対象文書1, 2, 3の①, ②及び④, 4, 5の①, ②及び④, 6, 7の①, ②及び④, 8, 9, 12の①, ②及び④, 13, 14の①, ②及び④, 15, 16並びに19の①, ②及び④の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの申告に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「本件事案と法律関係・争点・論点が同じ事案につき、裁判所は、各地の労働局に対し、是正指導書、是正報告書などの文書の提出を命じているにも関わらず、原処分において、各地の裁判所が認めるように、一件書類の中に個別に開示しなければならない記載部分が多くあるにも関わらず、法解釈を誤り、その記載を精査することなく、文書の表題部分も含めて大部分を不開示としたことは明らかに違法・不当である。」、「少なくとも、神奈川労働局以外の各地の労働局においては、本件と同様の事案において、各文書の表題部分を開示しているが、神奈川労働局はそれすらも開示していない。しかし、各文書の表題部分は、法14条2号、3号及び7号柱書きに当たらないことは明らかであることから、神奈川労働局が各文書の表題すら不開示にしたことは、神奈川労働局が法解釈を誤っただけではなく、原処分は、神奈川労働局が労働者派遣法に基づき派遣労働者の雇用の安定を図るという職責を放棄したものと看做されるを得ない。」等と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--|
| ① 平成27年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月15日 | 審議 |
| ④ 同年10月15日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 平成29年1月19日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年3月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日に私が神奈川労働局に対し、派遣元である事業者A及び派遣先である事業者Bについて申告を行った件に関して、神奈川労働局が行った処理に関する報告書、是正指導書他全ての調査資料一式。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書22に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分は、法14条2号、3号イ及び7号イに該当することから、不開示とすべきとしているので、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の2欄に掲げる文書1の不開示部分

当該文書は、神奈川労働局が作成した起案文書であり、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応及び特定事業所の情報が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、特定事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の2欄に掲げる文書2の不開示部分

当該文書には、神奈川労働局の調査結果が記載されており、労働局の調査手法・内容等が明らかとなる情報であると認められ、当該部分を開示すると、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の2欄に掲げる文書3、文書5、文書7、文書12、文書14及び文書19の不開示部分

当該各文書には、指導監督の実施概要及び特定事業所に関する情報が記載されている。

ア 当該不開示部分のうち、別表の2欄の各①の部分

当該部分に記載された情報は、労働局の調査手法・内容等が明らかとなる情報であると認められることから、上記(2)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、別表の2欄の各②の部分

当該部分に記載された情報は、指導監督の結果に基づく特定事業所への対応及び特定事業所に関する情報であり、上記(1)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 当該不開示部分のうち、別表の2欄の各③の部分

当該部分には、指導監督に対応した特定事業所の担当者の職氏名等が記載されており、これは、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、本件指導監督における応対者が誰であるかは、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項の部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 当該不開示部分のうち、別表の2欄の各④の部分

当該部分には、指導監督の内容及び今後の方針等が記載されており、上記(2)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の2欄に掲げる文書4、文書6、文書8、文書13及び文書15の不開示部分

当該部分には、労働局の調査結果及び指導監督の内容等が記載されている。

ア 文書4の16頁ないし18頁は、審査請求人が意見書に添付した資料と同一であるものと認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、さらに、特定事業所を始め事業者と労働局との信頼関係が失われるおそれ、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分は、上記(2)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の2欄に掲げる文書9及び文書16の不開示部分

当該文書は特定事業所から提出された資料であり、当該資料が特定事業所から神奈川労働局に提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの資料がそのままの形で審査請求人に開示されると、特定事業所を始めとする各事業者が、労働局に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、事業所及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業者が法令違反の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の2欄に掲げる文書10の不開示部分

当該部分には、特定事業所の担当者の職氏名が記載されており、上記(3)ウと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表の2欄に掲げる文書18の不開示部分

当該部分は、審査請求人の代理人の弁護士の印影であり、この印影は、当該弁護士が弁護士業務を遂行する上で使用しているものであって、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものである。弁護士の印影は、弁護士としての資格に基づき、訴訟の当事者の依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押なつされるもので、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する性質のものであることから、これが開示された場合、偽造・悪用されるおそれがあるなど、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、「本件においては、神奈川労働局は、不開示部分を特定せず、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きを適用したことにより、数々の法解釈の誤りを犯すだけではなく、本件各個人情報全ての不開示理由になるのか、なるとしても情報ごとに処分庁が不開示事由に当たるか否かを検討したのか全く分からないのであり、行政手続法8条1項本文の趣旨を没却するものである。」とし、本件処分の理由の提示は、行政手続法8条1項本文に反し、手続上重大な違法がある旨主張している。

本件開示決定通知書には、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイの各条項ごとに、不開示とされた情報の内容、不開示とする

理由が記載されており、違法とまではいえないが、本件対象保有個人情報におけるそれぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについては明確であるとはいえない。このため、原処分における理由の提示は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切を欠くものであるといわざるを得ず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の 3 欄に掲げる部分は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分		3 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	根拠条文 (法14条)	
1	神奈川県労働局が作成した文書	1	「標題」欄の8文字目及び9文字目並びに15文字目ないし22文字目、起案内容の8行目26文字目及び27文字目並びに35文字目ないし10行目	3号イ 7号イ	なし
2	神奈川県労働局が作成した文書	2～5	2頁の1行目及び11行目ないし34行目並びに3頁ないし5頁の全部	3号イ 7号イ	なし
3	指導監督実施報告書(派遣)	6	① 「1. 実施年月日」及び「4. 実施区分」の各欄の不開示部分	7号イ	なし
			② 「5. 指導区分」欄の各欄並びに「6. 指導対象」欄の事業所名・代表者名又は個人名の1行目21文字目ないし28文字目、「事業所所在地又は個人住所」及び「電話番号」の不開示部分	3号イ 7号イ	なし

			③	「6. 指導対象」欄の対応者の不開示部分	2号	なし
			④	「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄の1行目ないし5行目	2号 3号イ 7号イ	なし
4	神奈川県労働局が作成した文書	7～20	全部		2号 3号イ 7号イ	16頁ないし18頁
5	指導監督実施報告書（派遣）	21	①	「1. 実施年月日」及び「4. 実施区分」の各欄の不開示部分	7号イ	なし
			②	「5. 指導区分」の各欄並びに「6. 指導対象」欄の事業所名・代表者名又は個人名の1行目21文字目ないし28文字目、「事業所所在地又は個人住所」及び「電話番号」の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
			③	「6. 指導対象」欄の対応者の不開示部分	2号	なし

			④	「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄の1行目及び2行目	2号 3号イ 7号イ	なし
6	神奈川県労働局が作成した文書	22～23	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
7	指導監督実施報告書（派遣）	24	①	「1. 実施年月日」及び「4. 実施区分」の各欄の不開示部分	7号イ	なし
			②	「5. 指導区分」の各欄並びに「6. 指導対象」欄の事業所名・代表者名又は個人名の1行目21文字目ないし28文字目、「事業所所在地又は個人住所」及び「電話番号」の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
			③	「6. 指導対象」欄の応対者の不開示部分	2号	なし
			④	「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄	2号 3号イ 7号イ	なし

			の1行目			
8	神奈川県労働局が作成した文書	25～30	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
9	特定事業所が提出した資料	31～ 294	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
10	申告事案調書	295	枠外下1行目の不開示部分		2号 3号イ	なし
11	申告者が提出した文書	296～ 342	なし		—	—
12	指導監督実施報告書（派遣）	343	①	「1. 実施年月日」及び「4. 実施区分」の各欄の不開示部分	7号イ	なし
			②	「5. 指導区分」の各欄の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
			③	「6. 指導対象」欄の応対者の不開示部分	2号	なし
			④	「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄の1行目及び2行目	2号 3号イ 7号イ	なし
13	神奈川県労働局が作成した文書	344～ 346	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
14	指導監督実施報告	347	①	「1. 実施年月日」及び	7号イ	なし

	書（派遣）			「4. 実施区分」の各欄		
			②	「5. 指導区分」の各欄並びに「6. 指導対象」欄の「備考欄」の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
			③	「6. 指導対象」欄の応対者の不開示部分	2号	なし
			④	「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄の1行目及び2行目及び1行目上部記載の不開示部分	2号 3号イ 7号イ	なし
15	神奈川県労働局が作成した文書	348～ 353	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
16	特定事業所が提出した資料	354～ 705	全部		2号 3号イ 7号イ	なし
17	苦情・相談処理経過票	706～ 707	なし		—	—
18	関係者が提出した文書	708～ 710	708頁の印影部分		3号イ	なし
19	指導監督実施報告書（派遣）	711	①	「1. 実施年月日」及び「4. 実施区分」の各欄の	7号イ	なし

			不開示部分		
			② 「5. 指導区分」の各欄並びに「6. 指導対象」欄の「備考欄」の不開示部分	3号イ 7号イ	なし
			③ 「6. 指導対象」欄の応答者の不開示部分	2号	なし
			④ 「7. 指導監督の内容・局の対応・今後の方針等」欄の2行目及び3行目	2号 3号イ 7号イ	なし
20	神奈川県労働局が作成した文書	712～ 713	なし	—	—
21	申告事案調書	714～ 760	なし	—	—
22	申告者が提出した文書	761	なし	—	—

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号22の1枚目ないし761枚目に1頁ないし761頁と付番したものを「頁」として記載している。